

坂出市沙弥島ナカダ浜等のあり方検討協議会

第 2 次 報 告

平成 2 8 年 1 1 月

坂出市沙弥島ナカダ浜等のあり方検討協議会

目 次

1. 会議の状況 P 1

(1) 構成委員の追加

(2) 開催状況

2. 沙弥島ナカング浜等の利用状況等 P 3

(1) 平成27年度と平成28年度の比較

(2) 調査結果と利用者の状況等

3. 基本目標 P 6

(1) 全体のイメージ図

(2) 基本目標における施策と事業

資 料 P10

資料1 坂出市沙弥島ナカング浜等を守る条例

資料2 看板設置図

1 会議の状況

(1) 構成委員の追加

沙弥島ナカダ浜等の文化財的価値をより高める保護と活用の両面から、専門的見地による意見が必要であることから新たな委員を委嘱した。

坂出市沙弥島ナカダ浜等のあり方検討協議会 委員一覧

○委員

平成28年7月4日現在

氏名	役職	選出母体	備考
藤井 雄三	会長	坂出市文化財保護審議会	学識経験者
入口 邦子	副会長	坂出市社会教育委員	社会教育委員
原 直行	委員	香川大学経済学部	学識経験者
高尾 義明	委員	沙弥自治会	地元関係団体の代表者
中山 博道	委員	坂出市万葉を歩く会	地元関係団体の代表者
古田 桂子	委員		公募により選出された者
要 隆	委員		公募により選出された者
奴賀 憲次	委員	坂出市観光協会	その他教育委員会が必要と認める者
大久保徹也	委員	徳島文理大学文学部 (県文化財保護審議会委員)	学識経験者 平成28年7月4日委嘱

※ 任期：平成29年6月29日まで

(2) 開催状況

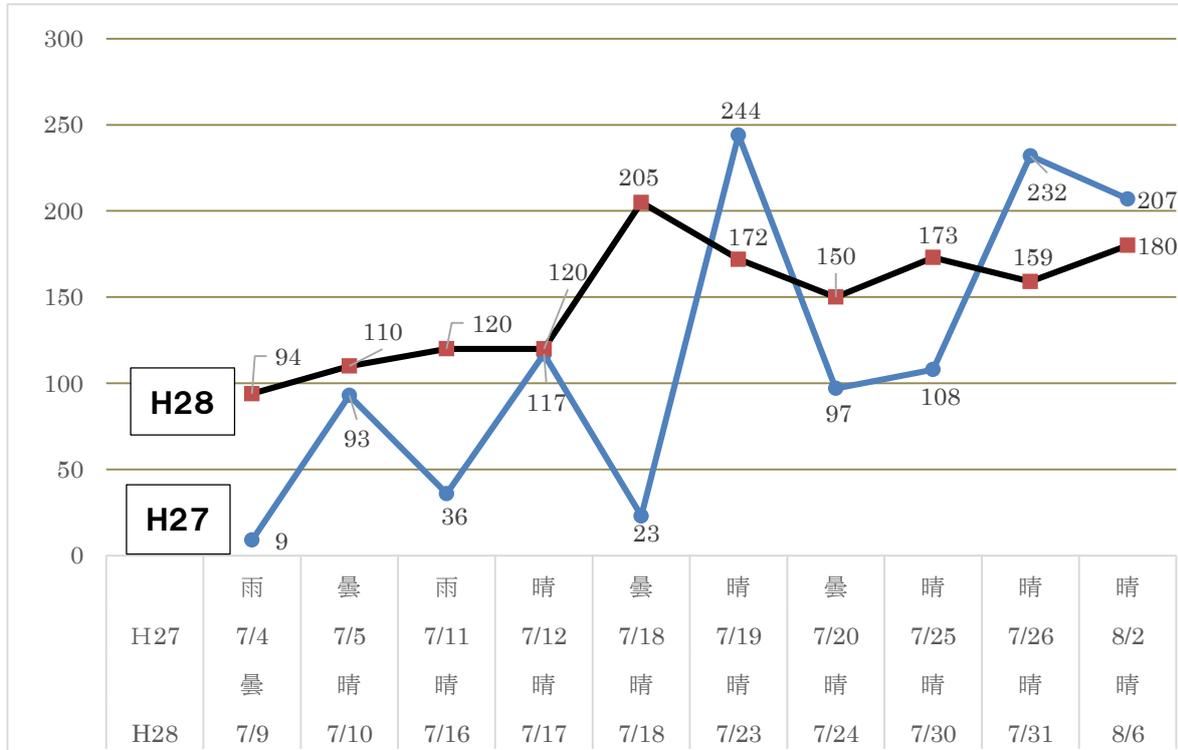
平成 28 年度 坂出市沙弥島ナカダ浜等のあり方検討協議会 開催経緯

回次	開催年月日・場所	会議の内容
7	平成 28 年 7 月 4 日 (月) 坂出市合同庁舎 4 階大会議室	<p><協議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新委員の委嘱状の交付について ・報告 条例制定について ・議案 基本方針に沿った具体的目標 (案) について <p><会議の結果></p> <p>条例に関する詳細について、また基本理念・基本方針に沿った目標案ごとに、具体的な施策と事業案について、素案を示した。</p>
8	平成 28 年 10 月 17 日 (月) 坂出市水道局 3 階中会議室	<p><協議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告 <ol style="list-style-type: none"> ① 条例の周知啓発について ② 利用状況調査 (H27・H28 の比較) について ・議案 <ol style="list-style-type: none"> ① 基本方針に沿った目標 (案) について ② 第 2 次報告目次 (案) について <p><会議の結果></p> <p>条例の周知状況および利用状況調査による結果を分析した内容を報告し、7 回会議で指摘を受け修正した目標案、第 2 次報告目次 (案) について協議する中、今後は、ナカダ浜等を活かすことについて、文化財としての価値を高める重要性について協議した。</p>
9	平成 28 年 11 月 7 日 (月) 坂出市教育委員会 2 階大会議室	<p><協議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案 <p>第 2 次報告 (案) について</p> <p><会議の結果></p> <p>議案第 2 次報告案について、事務局が説明し、一部修正ののち、原案が了承された。</p>

2. 沙弥島ナカダ浜等の利用状況等

(1) 平成27年度と平成28年度を比較

・調査期間：平成27年7月4日～8月2日，平成28年7月9日～8月6日の土・日・祝日



昼：正午，夕方：17時時点で調査し，利用者数の平均値は概ね10日で除して算出

	昼 (平均)		夕方 (平均)		1日 (平均)	
	H27	H28	H27	H28	H27	H28
利用者数(人)	611 (61)	707 ※(78)	555 (55)	776 (77)	1166 (116)	1483 (148)
音楽(件)	4 (1)	2 (1)	4 (1)	1 (1)	8 (1)	3 (1)
テント(張)	39 (4)	31 (4)	32 (5)	43 (4)	71 (7)	74 (7)
BBQ(台)	31 (3)	25 (3)	24 (3)	28 (3)	55 (6)	53 (6)
ボート等(艘)	41 (5)	25 (5)	37 (4)	26 (3)	78 (9)	51 (6)

※H28の利用者数の昼(平均)の数字について，調査期間中7月9日正午のみ未調査であったため，分母から1日引いた9日で除して算出。

(2) 調査結果と利用者の状況等

① 調査結果

【利用者数】

平成 27 年は天候による影響が顕著にみられ、利用者数に大きな変動が見られるが、平成 28 年はだいたい 100 人～200 人の間で推移しており、両年の調査期間内の利用者数を比較すると、平成 27 年より平成 28 年において 317 人多く利用されている。また、平均値においても、両年とも昼と夕方時点での利用者は概ね同数であるが、1 日平均数では平成 27 年では約 116 人、平成 28 年では約 148 人となり、約 30 人程度平成 28 年において上回っている。

利用者数以外のテントやバーベキュー等の数についても、調査期間中、音楽について若干減少が見られるものの、昨年と変わらず船舶（プレジャーボートやゴムボート、水上バイク含む）の最大数は 11 艘、それに加えてバーベキューやテント利用が多く見られ、昨年同様騒がしい印象を受ける。

【分 析】

両年を比較して、平成 28 年の利用者数が増加している主な要因としては、まず天候が挙げられ、平成 28 年は調査した 10 日間のうち猛暑の晴天の日が 9 日間あったのに対し、平成 27 年は晴天の日が 5 日間で、しかも 5 日間以外の日は大雨・台風にも見舞われたことが大きな理由として考えられる。

それ以外に今夏は、バーベキューの実施について、担当課や警備員に問い合わせが多く、ナカダ浜等における条例制定についての関心の高さがうかがえ、平成 29 年からバーベキューができなくなるという事も、利用者増加の要因の一つではないかと推察される。

② 利用者の状況

- ・ 昨年と比べてトラブルは減っており、警察を呼ぶこともなかった。
- ・ 外国の来訪者が昨年より減っているが、言葉が通じないことを盾に無理やり通過しようとする人もいた。日本人は説明すれば帰ってくれる人もいた。
- ・ いつからバーベキュー等が禁止になるのか、よく聞かれた。
- ・ 団体の一部が荷物を置いて駐車場の場所取りをする。
- ・ 水道からホースを伸ばし、エノキの傍で使っている人がいた。
- ・ 駐車場が少ないといわれた。
- ・ 警備員に向かって「この駐車場使うから取っておけ」と言われる事があった。

- ・ ナカンドア浜近くの民家の駐車場に「ここ知り合いの家だから」といった言い訳をして勝手に駐車する人がいた。
- ・ 「今年の名残惜しんで楽しんでいる」との声があった。
- ・ 「マナーよく使っているので、またバーベキューができるようにならないのか」との声があった。
- ・ バーベキュー等の禁止時期、また、団体で使用する際、いつから申請が必要となるのか等所管課への問い合わせが10件程度あった。
- ・ 今年度は、粗大ごみ(主にバーベキュー関係)の不法投棄はなかった。
- ・ 昨年より全体的にゴミの量は明らかに減っているが、砂浜にはバーベキュー用の使用炭や食材の残骸が埋められていた。

③ 周知用看板の設置

横 90cm×縦 60cm の看板をナカンドア浜駐車場に2か所、横 91.5cm×縦 182.5cm の看板をナカンドア浜のトイレと水洗い場に、それぞれ1か所設置しました(別紙参照)。

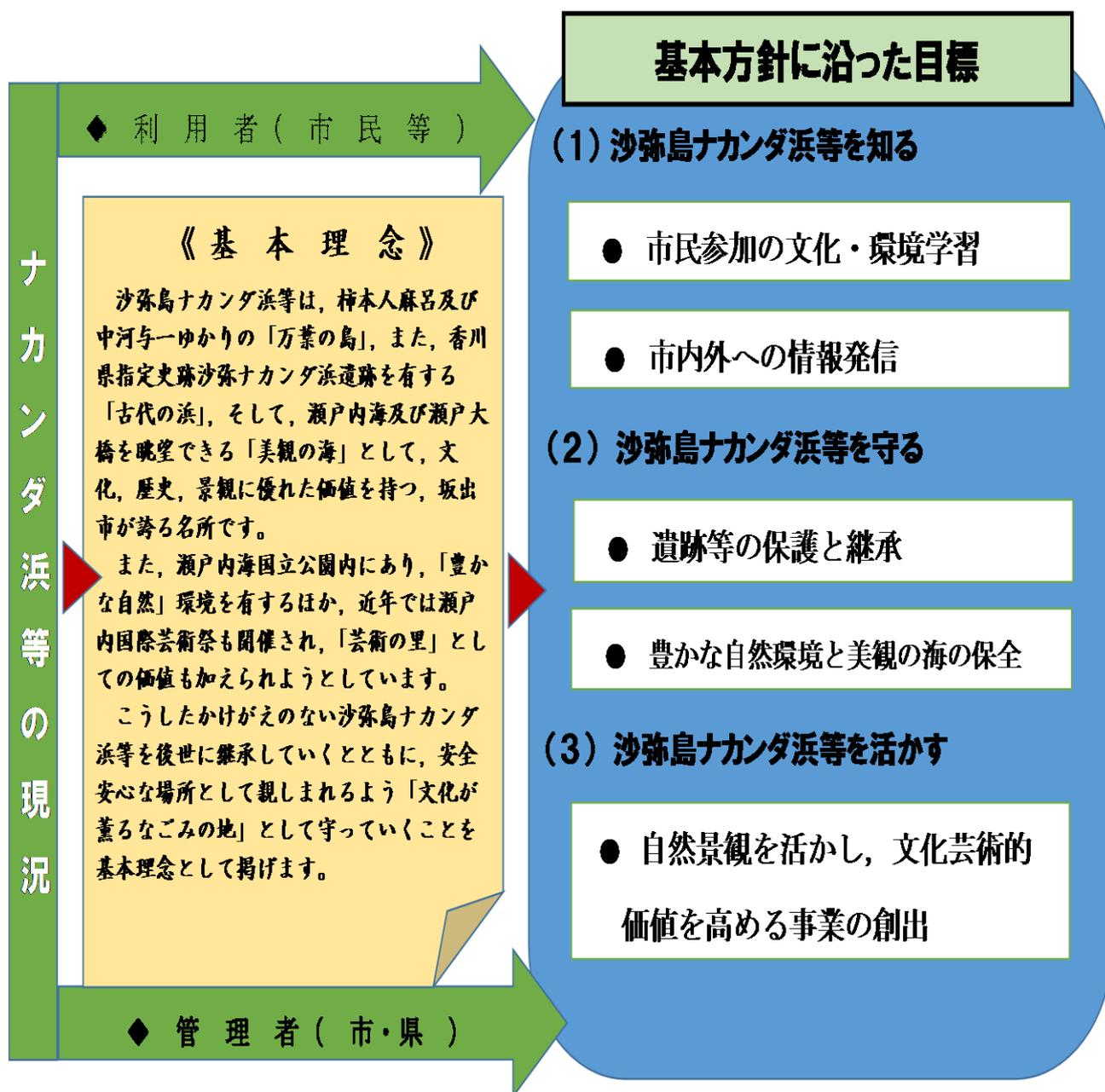
④ 周知用チラシの配布

配布先	枚数	備 考
ナカンドア浜来場者	2,000	委託警備員を通じて来訪者に手渡し
番の州6社外	90	7/20に説明のうゑ配布し、その他県内の外国人雇用企業、事業者へも周知依頼。
記者用配布	15	四国新聞(8/29)、朝日新聞(9/15)に掲載される
香川県	100	生涯学習・文化財課、みどり保全課から関係部署・施設に周知
県内全市町	670	高松市教育局総務課をはじめとした関係部署・施設に周知
市内全小中学校	330	全学級に掲示
県内マリーナ	220	22社にチラシを郵送して周知
海の家	200	宿泊等利用者に周知
市内公共施設	500	本庁、図書館、美術館、市民ホール、公民館等
自治会回覧	370	8月号広報配付時に回覧
合 計	4,495	

3. 基本目標

(1) 全体のイメージ図

第1次報告で決まった基本理念・基本方針に沿って、下記図のとおり基本目標が決定しました。



(2) 基本目標における施策と事業

① 沙弥島ナカダ浜等を知る

いまだ市民への周知が十分とはいえないナカダ浜等の価値について、パンフレットの作成や看板の整備などを行うほか、市内外の方々にも知ってもらえるように、インターネット等を利用した情報発信を進めます。

目 標

- 市民参加の文化・環境学習
- 市内外への情報発信

〈 施 策 〉

沙弥島ナカダ浜等の価値を顕在化し、その保護と活用のため、多角的視点で幅広い世代を対象にしたナカダ浜等に関する体験講座やイベントなどを開催することにより、幅広い世代の多くの人々が学べ、認識を深める機会を提供します。

開催する事業については、坂出市、市教育委員会が行うものだけでなく、地元および様々な関係団体の協力を得、内容・対象・日時などを考慮しながら、多様な事業を展開します。

また、沙弥島ナカダ浜等のパンフレットを機会あるごとに配布するとともに、ホームページ等で、ナカダ浜の現状や文化財的価値、イベントなどの関連事業の開催情報やその様子を紹介します。

〈 事 業 〉

実施団体等	事業名等	開催予定
文化振興課	万葉ウォーク	毎年1回程度
市レクリエーション協会	ナカダ浜の海の生き物調べ	毎年1回程度
さかいでっこガイド隊	沙弥島の歴史ガイド (瀬戸内国際芸術祭 2013 2016 期間)	3年に1度
県樹木医会	「海とエノキとナカダ浜」環境学習講座	不定期
市観光協会	まち歩き事業の一環として取り組み	不定期

② 沙弥島ナカンダ浜等を守る

美観を損ない騒音を発生させるなど、基本理念にそぐわないような行為をなくし、その価値を守るため、啓発活動、法規制、施設整備等を行います。その際には、地元とは十分な協議を行うこととします。

目 標

- 遺跡等の保護と継承
- 豊かな自然環境と美観の海の保全

〈施 策〉

沙弥ナカンダ浜遺跡の保護を図るとともに、適切な管理を行うものとします。そのため、団体でナカンダ浜等を使用する場合は、市教育委員会へ使用申請を提出し、許可を得る必要があります。

許可にあたっては、沙弥島ナカンダ浜等の保護管理のため、支障がないよう使用者に協力を求めることがあります。

また、当分の間はバーベキューなどにより飲酒・不法投棄・トラブルの発生が見込まれることから、バーベキューが行いにくい環境整備を進めるとともに、利用者・市民への周知に努めます。

〈事 業〉

	使用・占有行為の内容	
使用許可基準	目的・内容	・ 営利を伴わない公共性の高い事業である。 ・ 事業が地元および関係機関団体への周知を前提としている。 ・ 県史跡ナカンダ浜の遺構と環境に配慮している。
	期間・時間	利用する期間や時間が適切である。
	場 所	地図で使用場所を示し、その他の来訪者が通行等できる。
	従事者・参加者	企画規模と体制の確認
環境整備事業	内 容	
	・ 利用者に、バーベキュー禁止のチラシの配布、並びに看板を数カ所設置し、引き続き周知啓発に努める。 ・ 環境整備を図る際には、地元と協議しながら、夏季限定で車両進入禁止区域の見直しについて図るとともに、防犯カメラ等の設置について検討する。	

③ 沙弥島ナカンダ浜等を活かす

ナカンダ浜等の価値をさらに高めるよう適切な催事の企画，実施に努めます。また，市民共働の流れから市民団体等の催事についても積極的に受け入れるものとします。ただし，基本理念および基本方針との整合性について慎重に審査し，十分な調整を行うこととします。

目 標

- 自然景観を活かし，文化芸術的価値を高める事業の創出

〈施 策〉

風光明媚な沙弥島において，歴史や伝承を活かした講座や，瀬戸内国際芸術祭関連事業などを，引き続き地元や関係団体の協力を得ながら実施することで，地元の活性化はもちろん市内外から訪れる幅広い世代の交流を目指し，文化芸術を核としたにぎわい創出に努めます。

なお，沙弥ナカンダ浜遺跡は，香川県の文化財保護条例により香川県史跡として指定されていますが，既存の保存管理計画については状況の変化を考慮し，必要に応じて見直すものとします。将来的には，指定要素の追加，指定範囲の拡張について前向きに検討するため，ナカンダ浜の価値を再評価する意味での調査が必要となります。

今後，遺跡の内容をより明確にするため，香川県教育委員会等の関係機関と連携を図り，適宜調査を実施します。

〈事 業〉

実施団体名	事業内容等
市にぎわい室・市観光協会・文化振興課	<ul style="list-style-type: none">・ アートプロジェクトの開催・ 瀬戸内国際芸術祭の継続的，発展的に実施
文化振興課	<ul style="list-style-type: none">・ 文化財・自然環境学習イベントを県・関係機関と連携しながら行う。・ 「沙弥ナカンダ浜遺跡 保存管理計画」の見直し・ 指定要素の追加，指定史跡範囲の拡張を目指す。・ 資料の見直し・確認等の調査を行い，史跡としての指定範囲の拡張など制度的な保護の充実を目指す。

資料 1

○坂出市沙弥島ナカダ浜等を守る条例

平成 28 年 6 月 30 日条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、豊かな自然環境にあり、かつ、歴史、文化、景観等において優れた価値を有する坂出市沙弥島ナカダ浜およびその周辺地域について、管理者である市、利用者である市民その他来訪者および事業者（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、その管理および利用について必要な事項を定めることにより、文化が薫るなごみの地として、市民に愛され、安全で安心して利用することができる場所とすることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この条例は、坂出市沙弥島ナカダ浜およびその周辺地域であって、教育委員会規則で定める区域（以下「ナカダ浜等」という。）について適用する。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するためにナカダ浜等の海岸の美化、良好な環境の保全および危険の発生の防止に関し、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、ナカダ浜等が優れた価値を有する場所であることを認識した上で、環境の美化および保全に積極的に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(行為の制限)

第 5 条 市民等はナカダ浜等において、次に掲げる行為を行おうとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 写真、映画等の撮影、物品の販売その他の営業行為をすること。
 - (2) 募金活動をすること。
 - (3) 運動会、競技会、集会、展示会、映画会、レクリエーションその他これらに類する催しのためにナカダ浜等の全部または一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、教育委員会規則で定める申請書を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、第 1 項各号に掲げる行為が市民等によるナカダ浜等の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、許可を与えることができる。
- 4 教育委員会は、第 1 項の許可に、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
- 5 第 1 項の許可を受けた者が前項の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可した行為の停止を命じ、または許可を取り消すことができる。

(行為の禁止)

第6条 何人も、ナカダ浜等において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) バーベキュー、花火、たき火その他火気を使用すること。
- (2) 教育委員会規則で定める場所に、車両を乗り入れること。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 2 何人も、ナカダ浜等においては、前項各号に掲げる行為のほか、その利用者等に著しく迷惑をかける行為または危害もしくは支障を及ぼす行為をしてはならない。
- 3 教育委員会は、前2項の規定に違反した者に対して、当該違反に係る行為の中止その他の必要な措置を命ずることができる。

(利用の禁止または制限)

第7条 教育委員会は、管理上または公益上やむを得ない事由が生じた場合、ナカダ浜等を保全し、または市民等の安全を確保するために、区域を定め、ナカダ浜等の利用を禁止し、または制限することができる。

(原状回復の義務)

第8条 市民等は、ナカダ浜等の利用が終了したときは、速やかに利用開始前の原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第9条 市民等は、ナカダ浜等において施設、設備、器具等を破損または滅失したときは、速やかに教育委員会に届け出るとともに、これを原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、または免除することができる。

(事故の責任)

第10条 ナカダ浜等における市民等の事故については、教育委員会の責に帰すべき事由によるものでない限り、教育委員会はその責を負わない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

看板設置図

